

4. 千葉県立美術館について

(1) 概 要

① 施設の概要について

千葉県立美術館（以下、「美術館」という。）は、昭和43年にまとめられた県立博物館設置構想に基づき、昭和48年4月教育庁文化課に美術館準備室を設置し、開館準備を開始した。昭和49年3月に展示棟が竣工し、同年4月1日に機関設置され、10月23日に開館した。昭和51年2月に管理棟、昭和55年2月に県民アトリエ棟が完成し、さらに昭和63年8月に第8展示室、収蔵庫、機械室を増築した。平成25年1月から2年間の耐震補強等改修工事を行い、平成27年1月23日に再開館した。

美術館は、昭和49年10月に開館以来、「みる・かたる・つくる」を基本方針に、千葉県出身アーティストの作品の収集・研究を中心として、半世紀にわたる活動を積み重ねてきた。

この間、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化、デジタル技術の急速な進展など社会環境が大きく変化する中で、人々のライフスタイルは様々に変化し、価値観の多様化が見られるようになっている。

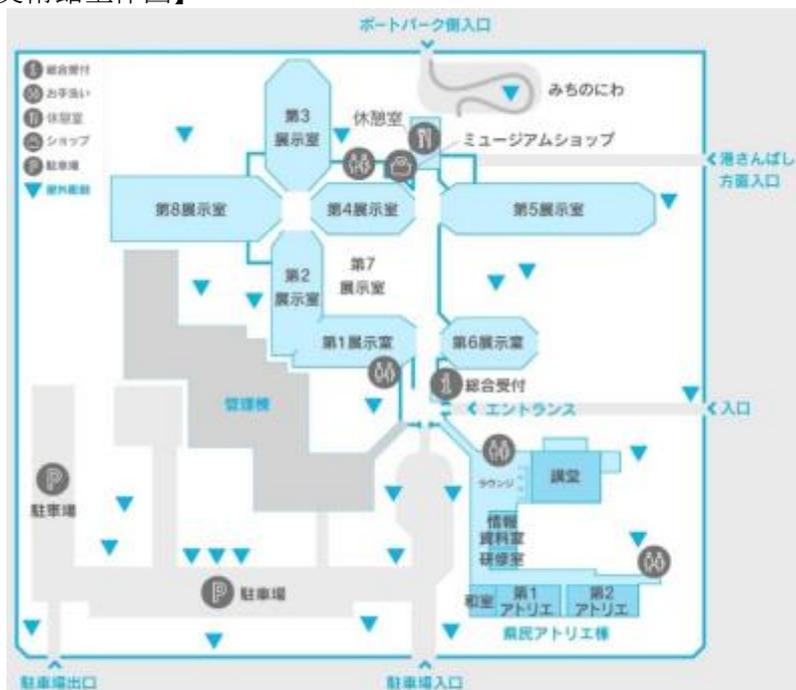
国は、平成29年に公布・施行された文化芸術基本法、また、令和4年の博物館法一部改正において、博物館・美術館は、文化芸術そのものの振興に留まらず、地域の生涯学習活動、国際交流、観光等の拠点など幅広い役割を有するとともに、教育機関・福祉機関・医療機関等との関係団体と連携し、様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことを明確に示している。

【施設の概要】

区分	内容
施設名	千葉県立美術館
所在地	千葉市中央区中央港 1-10-1
設置年月日	昭和 49 年 4 月 1 日
設置根拠	教育機関設置条例第 20 条
管理根拠	博物館管理規則
設置目的	千葉県ゆかりの美術資料を中心として体系的に収集、保管して後世に継承するとともに、「みる、かたる、つくる」活動により新たな知見を創造し、美術情報を発信する。さらに、この美術活動をとおして、美術を愛する人材を育成し、県民の学習および地域づくりを支援する。
敷地面積 建築面積 延床面積	33,057.87 m ² (敷地：県有地) 8,777.94 m ² 10,663.57 m ² 展示棟 6,343.02 m ² (第 1～第 8 展示室) 県民アトリエ棟 1,501.66 m ² (第 1～第 3 アトリエ、情報資料室、講堂等) 管理棟 2,818.89 m ² (搬入口、庶務課、学芸課・普及課)
主な事業内容	①展示事業：企画展、収蔵資料展示、移動美術館等 ②教育普及事業：企画展等関連講座、ワークショップ、実技講座、ミュージアムコンサート、博学連携事業、地域連携事業等 ③調査・研究事業：資料貸出し等 ④管理事業：館舎管理等
運営形態	直営
施設所管課	環境生活部スポーツ・文化局文化振興課

出典：美術館作成資料「施設の現況」及び美術館パンフレットより抜粋

【美術館全体図】



出典：美術館ホームページ

② 施設の利用者数及び利用率について

ア. 利用者数の推移

施設の設置目的より、利用者は、県内の方が多し。開館直後から移動美術館を開催し、県内各地で収蔵作品鑑賞の機会を提供してきている。また、県内の美術団体に作品発表の場を提供している。さらに県内の学校や社会教育施設での出前授業やワークショップの開催、成田アート博覧会などの地域連携事業に携わってきている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には利用者が急激に落ち込んでいる。

【利用者数の推移】

(利用者数：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入場者	25,418	77,202	98,989	121,301	100,610

出典：美術館提出資料

イ. 利用者区分別の推移

(利用者数：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人（人）	25,341	76,036	98,478	119,440	98,807
うち有料	7,926	15,999	27,831	29,713	11,924
うち無料	17,415	60,037	70,647	89,727	86,883
団体（人）	77	1,166	511	1,861	1,803
うち有料	77	47	15	267	86
うち無料	0	1,119	496	1,594	1,717
団体数	1	1	12	49	47

出典：美術館提出資料

③ 整備計画関係

区分	内容
県有建物長寿命化計画への位置づけ	なし
大規模改修・建替え等の予定	対象施設： 管理棟、アトリエ棟及び空調等の施設全体に係る設備 工事予定期間： 公の施設の見直し終了後に、県有建物長寿命化計画（Ⅱ期）への位置づけを目指している
建物の老朽化の状況	平成24年度及び25年度に大規模改修を実施したが、雨漏り等が発生していることから、令和2年から防水工事を継続的に実施している。また、空調設備が劣化しており、収蔵庫の温湿度管理が十分に行えない等、施設の運営に大きな支障をきたしている。
近年の改修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根防水改修工事（第Ⅳ期） ・スクリーヒートポンプ点検整備 ・汚水配管改修工事（第Ⅱ・Ⅲ期） ・屋根防水改修工事（第Ⅲ期） ・消火栓修繕

出典：美術館作成資料「施設の現況」より抜粋

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手の上、閲覧・突合・分析・質問等の必要と考えられる監査手続を実施するとともに、美術館への現場往査等を実施し、当該事務手続が合規的かつ効果的・効率的に実施されているかを検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 委託販売物品の財産管理及び契約管理について（指 摘）

【現状・問題点】

昭和 50 年 6 月、美術館がオープンした翌年に、千葉県立美術館友の会（以下、本項において「友の会」という。）が発足した。以来 40 年の長きにわたり、美術と地元の美術館を愛する人々の集まりとして、美術館とともに歩み続けている。

この関係性の下、千葉県と友の会との間では、特定の図録及び絵葉書について、ミュージアムショップで有償頒布に関する業務委託契約を締結している。

【図録及び絵葉書の販売の様子】



出典：監査人撮影

当該業務委託契約においては、次のとおり、受託者は委託業務完了後、年度ごとに業務完了報告書を提出し、頒布品の残部を返納することとされている。

第6条（業務の報告及び検査）

乙は、委託業務を完了したときは当該年度ごとに遅滞なく業務完了報告書を甲に提出し、頒布品の残部を返納しなければならない。

出典：美術館ミュージアムショップにおける有償頒布業務委託契約書

しかしながら、監査により確認した結果、美術館では業務完了報告書を受領していないことが確認された。なお、年度末の業務完了報告書の代替手続として、毎月末の頒布品売払状況等報告書に基づき確認を行っているとのことである。また、具体的な証跡は残されていないが、年度末（3月31日）時点の冊数及び枚数を友の会立会いの下、確認している旨の説明を受けた。

このような事態が生じている背景としては、契約書及び仕様書に規定された手続の遵守に対する意識が十分でなかったことが要因と考えられる。

業務完了報告書を受領していないことは、契約書に規定された手続が履行されていない状況であり、契約管理上の基本動作が徹底されていない状況を示すものである。これは財産管理上の課題を生み、内部統制が不十分な状態であるため、改善の余地があると認められる。

【結果（指摘）：美術館】

業務委託契約書第6条に基づく業務完了報告書の提出を受託者へ確実に求めることにより、契約手続の遵守を徹底し、より適正な管理を実施されたい。

② アトリエの使用許可手続未整備に係る行政財産管理について（意見）

【現状・問題点】

美術館において、展示室及び講堂の利用については「千葉県立美術館展示室等の使用許可に関する取扱要綱」に基づき、使用許可手続を経て行政財産使用料を徴収している。行政財産使用料は、使用料手数料条例に基づき計算されており、例えば、令和7年度中に、第5展示室（824.19㎡）を7日間使用する場合の使用料は89,931円となる。

【千葉県立美術館展示室等の使用許可に関する取扱要綱】

本要綱では、千葉県立美術館の設置目的と施設の現状に鑑み、適正かつ効率的な運用と管理を図るため、展示室及び講堂（以下「展示室等」という。）の使用許可に関し必要な事項を定める。

出典：「千葉県立美術館展示室等の使用許可に関する取扱要綱」に基づき監査人作成

一方、第1アトリエ、第2アトリエ等（以下、本項において「アトリエ等」という。）については、同要領の対象外とされており、使用許可手続を経ずに、アーティストが滞在しての制作活動、美術館直営のワークショップ、県関係者の研修などの内部利用が行われていることが確認された。

美術館がオープンした翌年に発足した友の会は、長い歴史を有するだけでなく、葉美会展の開催、美術鑑賞の旅、実技講座等、多彩な活動を行っている。なお、令和6年度における友の会主催の実技講座は次のとおりである。

【友の会主催の実技講座】

(単位：円)

	講座名	開催日	会場	受講料
1	洋画講座 1	R6/5/13, 14, 15	第1アトリエ	5,500
2	水彩画講座 1	R6/5/21, 22, 23	第1アトリエ	4,500
3	洋画講座 2	R6/10, 11, 12	第1アトリエ	5,500
4	日本画講座	R6/6/11, 12, 13, 18, 19, 20	第2アトリエ	12,000
5	洋画講座 3	R6/7/15, 16, 17	第1アトリエ	5,500
6	洋画講座 4	R6/9/2, 3, 4	第1アトリエ	4,500
7	水彩画講座 2	R6/9/17, 18, 19	第1アトリエ	4,500
8	洋画講座 5	R7/1/20, 21, 22	第1アトリエ	5,500
9	洋画講座 6	R7/1/27, 28, 29	第1アトリエ	5,500
10	洋画講座 7	R7/2/17, 18, 19	第1アトリエ	5,500
11	洋画講座 8	R7/2/25, 26, 27	第1アトリエ	5,500
12	ワークショップ 1 (内容：ミストメディア)	R6/6/4, 5, 6	第2アトリエ	5,500
13	ワークショップ 2 (内容：ミストメディア)	R6/11/26, 27, 28	第2アトリエ	5,500

出典：「千葉県立美術館友の会 2024. 4～2025. 3」に基づき監査人作成

このように、アトリエ等においては、友の会が主催する実技講座が長年継続して開催されており、受講料として1講座当たり4,500円～12,000円程度を徴収している。また、応募者が定員を超えた場合には友の会会員を優先する運用となっている。なお、友の会の実技講座は、開館時から美術館の振興に寄与してきたものであり、美術館の事業の一部を担ってきたことから、美術館は実技講座について「内部利用に類するもの」と説明している。

このような事態が生じている背景としては、友の会が美術館事業に長期間寄与してきた経緯から、内部利用に準ずる取扱いが慣行化していたこと、また、手続の見直しや整備が検討されてこなかったことが要因と考えられる。

アトリエ等が使用許可手続の対象外とされていることにより、行政財産を事実上無償で外部団体が利用している状況にあり、財産管理の観点から適切とはいえない。また、友の会の実技講座は継続的に開催され、材料代を超える受講料を徴収し一定の収益性が認められることから、参加料500円～1,000円の当館直営事業と同一に取扱

うことは困難であり、内部利用と同視することは難しい。さらに、友の会会員を優先する取扱いは、県民全体に対する公平性の確保という行政財産利用の原則に照らし問題がある。加えて、展示室等については使用許可手続きに基づき使用料が徴収されている一方で、アトリエ等については同様の利用実態であるにもかかわらず手続きが異なることは、受益者間の不公平を招くおそれがあり、制度として整合性を欠く。

したがって、友の会の活動を適切に評価しつつも、行政財産使用の公正性・透明性の確保が必要であり、改善の余地があると認められる。

なお、友の会が美術館を支えている部分は多く、美術館の振興に寄与しているのであれば、使用料の減免を適用する余地もある。そこで、第1アトリエ及び第2アトリエについても使用許可対象に追加し、公平性を確保すべく、適切な手続きを取られる等の検討が望まれる。

【参考】

千葉県公有財産管理規則第20条（許可の基準）では、行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限りその使用を許可することができるとされている。

千葉県公有財産管理規則第20条（許可の基準） 行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限りその使用を許可することができる。 一 国又は他の地方公共団体が、県の事務に直接関連のある事務の用に供するとき。 二 当該行政財産を使用し、又は利用する者のために必要な食堂、売店等の用に供するとき。 三 電気事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。 四 公共的団体が県の施策の推進に協力するための事業の用に供するとき。 五 社会教育のために使用するとき。 六 その他特に必要があると認めるとき
--

出典：千葉県公有財産管理規則

【結果（意見）：美術館】

第1アトリエ及び第2アトリエの利用について、使用許可手続きの対象に追加するか否か、使用料の適用・減免の方針、利用調整ルール（参加者選定の公平性等）を明確化するとともに、友の会の活動の公共性・公益性を踏まえ、必要な支援策（使用料減免措置等）も検討し、公平かつ透明性のある行政財産管理体制を構築することを要望する。

③ オリジナルグッズの譲渡に係る財産管理手続について（意見）

【現状・問題点】

美術館は、昭和49年に開館し、令和6年10月で開館50周年を迎えた。これを機に、「アートを問う」を新しい理念として生まれ変わり、これまでの蓄積を活かしながらアートに親しんでもらう活動を続けることを宣言し、50周年を記念した展覧会や講演会を多数開催している。その一つが、千葉みなとエリアを舞台とした回遊型美術展、開館50周年記念特別展 PROJECT UMINOUE「五十嵐靖晃 海風」である。本特別展は令和6年7月13日より9月8日まで約2か月開催され、会期中は近隣の商業施設や千葉港の観光船等と連携したプログラムを展開した。

開館50周年記念特別展 PROJECT UMINOUE「五十嵐靖晃 海風」 地域連携プログラム

2024年7月13日(金)～9月8日(日)

千葉県立美術館を中心に千葉みなとの各所で展開される、開館50周年記念特別展 PROJECT UMINOUE「五十嵐靖晃 海風」の開催にあわせ、会期中、地域連携プログラムを行っています。すでに展覧会を訪れた方、これから訪れる方、それぞれにうれしい特典をご用意しています！

地域連携プログラム対象施設・特典

<div style="text-align: center; border: 1px solid white; padding: 5px;"> A アマダンセール </div> <p>千葉県千葉市中央区中央1-20-2 Tel. 043-203-3333 https://restaurant.umino.kn.jp/wg/</p> <p>【営業時間】 平日 11:30～15:00 (ラストオーダー 14:00) 休館日はランチタイムのみ(休館日を除く) 土日の営業はホームページで確認ください 【特典】 高島屋の予約表示で レストラン(ランチタイムのみ)ご利用の方に オリジナルカクテル「海風」を プレゼント</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid white; padding: 5px;"> B Ocean table </div> <p>千葉県千葉市中央区中央1-20-0 1-2F Tel. 043-203-3500 https://yanahiro.jp/oceantable/</p> <p>【営業時間】 10:00～23:00 (ラストオーダー 22:00) 【特典】 高島屋の予約表示で お料理 10%引き ※ドリンクは別途料金 ※ランチタイムはランチメニュー、ランチコース 100円付録</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid white; padding: 5px;"> C オークラ千葉ホテル 1F ラウンジ「トレビ」 </div> <p>千葉県千葉市中央区1-15-0 Tel. 043-248-1128 (レストラン予約専用) https://www.okura-hotel.com/?l=1</p> <p>【営業時間】 10:00～17:00 【特典】 ラウンジ「トレビ」ご利用の際、高島屋の世界を提供し [One Harmony] 各種ドリンクから新規ご注文で 「コーヒーか紅茶」を1杯プレゼント ※このお祝い特典は10%割引の [One Harmony] 各種特典があり ※特典の対象は現金又はギフトに該当する方に限り</p>
<div style="text-align: center; border: 1px solid white; padding: 5px;"> D 千葉港めぐり観光船 </div> <p>千葉県千葉市中央区1-20-1 階ビル1F Tel. 043-203-4333 https://www.chiba-port.com/ship/chiba_port.html</p> <p>【最新予約時刻】 毎日 11:30・13:30 (土日は14:30) 最新の運行状況はホームページで確認ください 【特典】 高島屋の予約表示で 千葉港めぐり観光船 乗船料 10%引き</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid white; padding: 5px;"> E PIER-01 </div> <p>千葉県千葉市中央区中央1-20-1 階ビル1F Tel. 043-243-0100 https://kanabank.co.jp/pier/</p> <p>【営業時間】 11:00～23:00 (ラストオーダー 料理 22:30 ドリンク 22:30) 【特典】 高島屋の予約表示で お料理 10%引き ※ドリンクは別途料金 ※ランチタイムはランチメニュー、ランチコース 100円付録</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid white; padding: 5px;"> F 千葉ポートタワー </div> <p>千葉県千葉市中央区中央1丁目 千葉ポートタワー内 Tel. 043-241-0123 https://www.chiba-porttower.com/</p> <p>【営業時間】 9:00～21:00 ※最終入館は開館時刻の30分前まで 【特典】 高島屋の予約表示で タワー入館料 10%引き</p>

特典② 地域連携対象施設を利用し、シートや券券を千葉県立美術館から受け取り表示すると、**オリジナルステッカーをプレゼント**

スタンプラリー開催中

会期中、高島屋がスタンプラリーに高島屋会場・地域連携対象施設のスタンプを
すべて集めて美術館から受け取り表示すると、**先着で海風オリジナルグッズをプレゼント!**

出典：美術館提出資料

美術館では、当該特別展に関連し、スタンプラリー景品としてオリジナルトートバッグを 250 枚制作している。業務委託の概要は、次の表のとおりである。

【業務委託の概要】

(単位：千円)

摘要	金額
令和 6 年度開館 50 周年記念特別展 PROJECT UMINOUE「五十嵐靖晃 海風」に係るオリジナルグッズ作成	99

出典：美術館提出資料に基づき監査人作成

受払簿の確認によれば、イベント参加者への配布 22 枚、関係者への配布 19 枚、上映会参加者への配布 75 枚が実施されており、さらに同展覧会図録購入者への配布を目的として 100 枚が友の会へ譲渡されている。また、監査時点においては、残数 34 枚が段ボール箱内に保管されていることを確認した。

【監査時点で確認されたオリジナルグッズの保管の様子】



出典：監査人撮影

受払簿による使用状況は、以下の表のとおりである。

【トートバッグの受払簿】

(単位：枚)

年月日	摘要	受	払	現在
R6/7/18	納品	250		250
R6/7/18	関係者向け		19	231
R6/7/20	受付用		10	221
R6/8/15	受付用		20	201
R6/9/8	受付より返却	8		209
R7/3/15	図録用		100	109
R7/3/15	上映会参加者向け		75	34

出典：「五十嵐展オリジナルグッズ（トートバッグ）受払簿」に基づき監査人作成

しかし、監査による確認の結果、友の会へ譲渡した図録用については、受払簿に払出しの記録はあるものの、譲渡に関する承認・決裁の記録や引渡しに係る証跡書類は作成されていないことが確認された。なお、美術館の説明では、友の会への譲渡は、廃棄回避及び販売促進を目的とした無料配布であり、対価の授受もないとのことであった。

このような事態が生じている背景としては、オリジナルグッズを無料配布目的で作成したとの認識から、財産管理としての位置づけが十分に認識されていなかったことが主な要因と考えられる。

トートバッグは少額であるものの、県費により作成された財産であり、その管理・処分については適切な手続と証跡の確保が求められる。しかし、譲渡に関する承認手続が行われておらず、また文書による記録も残されていないことから、財産処分に係る内部統制が十分に機能しているとはいえない。特に、友の会への譲渡が行われたにもかかわらず、数量確認や受領の証跡が残されていないことは、県の財産管理責任の観点から問題がある。さらに、今回の運用が慣例化することで、今後同様の物品譲渡におけるガバナンス低下や管理リスクの常態化につながるおそれがあり、改善の余地があると認められる。

【結 果（意見）：美術館】

県費により作成されたオリジナルグッズ等の県の財産を譲渡する場合は、財産管理としての位置づけを確認し、適切な承認手続を実施するとともに、受領証や譲渡記録を保存する等、内部統制を確保するための手続整備を図ることを要望する。

④ 資料データベースへの登録未反映について（意見）

【現状・問題点】

千葉県では、千葉県立博物館を構成する美術館 1 館、博物館 4 館、分館 3 館の資料情報を「千葉県立博物館情報システム」に登録し、美術、歴史・工芸、工業・科学技術、自然誌の資料を検索できる「千葉県立博物館資料データベース（以下、「資料データベース」という。）」として公開している。このように、資料データベースは「千葉県立博物館情報システム」の一環として運用されている。



出典：千葉県立博物館ホームページ

美術館においては、館蔵資料台帳から「千葉県立博物館情報システム」へのデータ移管を進めており、移管はほぼ完了しているとの説明を受けた。しかしながら、監査においてサンプル確認を行った結果、資料の一部について、資料データベース上で閲覧できないものが存在することが確認された。当該資料は、美術館で入力している「収蔵資料データベース統一のためのプロトタイプ」には登録されていたものの、資料データベースに反映されていない状況であった。本来、公開対象とされている資料は、資料データベースから検索できる状態であることが求められている。

このような事態が生じている背景としては、データ移管後の公開状況を確認する仕組みが十分に整備されておらず、プロトタイプと公開システム間の反映状況の差異を検証するプロセスが確立していないことが要因と考えられる。

「千葉県立美術館活性化基本構想」における活動方針Ⅰ「新たな出会いと発見の場に」では、大切に受け継がれてきたアートを様々な手法で紹介することで、千葉発のアートシーンを創出し、新しい価値観の気づきの場になることを掲げている。資料デ

データベースは、重点事業の一つである「資料のデジタルアーカイブ化」を実現する上で基幹的な役割を担うものであり、約 4,500 件の収蔵作品、研究資料について、資料の撮影や登録情報の整備、英訳など、デジタル化の前提となる作業を計画的に進めるとともに（年間約 300 件程度）、オンライン上で公開していくことで、コレクションの魅力や研究成果を広く発信し県民に還元することとしている。それにもかかわらず、データ移管が公開システムに反映されていない資料が存在することは、データベースの正確性・網羅性が十分に確保されていない可能性があり、情報発信機能の低下や県民利用の支障につながるおそれがあるため、改善の余地があると認められる。また、登録データの反映確認を行う検証体制が十分に整備されていないことを示すものであり、内部統制が機能しているとは言い難い。さらに、デジタルアーカイブ化の進捗管理において、移管作業と公開状況が乖離していることは、今後の公開の拡大にも影響を及ぼす可能性がある。

【結 果（意見）：美術館】

「千葉県立博物館資料データベース」の正確性及び網羅性を確保するため、資料データベースについて、登録状況及び公開状況の突合・検証を継続的に実施し、正確性及び網羅性の確保を図るとともに、データ移管後の反映確認手順及び管理体制を整備し、内部統制機能を強化するよう要望する。

⑤ 収蔵品保管環境及び施設老朽化について（意見）

【現状・問題点】

美術館では、近現代以降の千葉県にかかわりのある美術家の作品及び関係資料を重点的に収集するとともに、日本内外の美術家の作品及び関係資料の収集を図っている。代表的なコレクションに、近代日本洋画の先駆者として活躍した浅井忠及びその師弟や周辺美術家の作品、近代日本洋画に影響を及ぼしたバルビゾン派の画家フランソワ・ミレーや印象派の画家オーギュスト・ルノワール、近代日本工芸の発展に尽力した金工家香取秀真、津田信夫を中心とした金工史上の代表的な美術家の作品などがあり、収蔵作品の点数は約2,900点に及んでいる（令和6年3月31日現在）。

【美術館の収蔵庫の概要】

	面積	特徴
第1収蔵庫	184.4 m ²	彫刻、洋画、日本画、版画を収蔵
第2収蔵庫	42.81 m ²	彫刻、書、篆刻、掛軸、研究資料を収蔵
第3収蔵庫	計 544.29 m ²	工芸を収蔵
第4収蔵庫		洋画、日本画、版画、屏風、現代美術を収蔵

出典：美術館提出資料に基づき監査人作成

美術館への現場往査において、収蔵スペースが恒常的に不足しており、床への直置きや地震対策としてのビニール紐による固定等の暫定的な保管が行われている状態が確認された。また、控室において空調設備のない環境で複製品を保管している状態も確認された。さらに、第3収蔵庫は空調設備不具合により、作品の保管に適した環境（温度22℃、湿度60%（「文化財の保存環境」（東京文化財研究所編））を維持できない。そのため、令和4年以降、夏季期間は収蔵品をすべて第8展示室に移動、保管しており、当該移動に年間40万円程度の費用が発生している。この移動により、第8展示室の展示ケースが使用できず、展示計画に支障が生じているほか、移動作業に伴う破損リスクの増大や、作業立会いに伴う職員負担（随時3名×2日）の増加も生じている。さらに、美術館の建物は、平成24年度及び25年度に大規模改修を実施しているものの、雨漏り等の劣化により令和2年度から防水工事を継続している。また、空調設備の劣化が、収蔵庫の収蔵環境に重大な影響を与えていることが内部資料からも確認された。

【収蔵庫の保管状況の様子】



出典：監査人撮影

本来不要な移動は、収蔵品の破損リスクを高める要因となる。直接的な支出は少額であっても、展示機会の喪失による機会損失や破損リスク、人的負担等を総合的に考慮すると、早急な対応が必要と考える。

「県立美術館活性化基本構想」のもと、活動方針Ⅳは「サステイナブルな美術館に」をテーマとして、(3) 未来につながる美術館を実現する基盤を整備することを事業計画の一つに挙げ、そのなかで、収蔵庫空調の更新や展示備品の更新等、収蔵施設・展示施設の設備改善により、コレクションの適切な保存環境を整えるとともに、美術館全体の施設整備計画に基づき、収蔵スペース不足を抜本的に解決する収蔵施設の整備を進め、県民の財産であるコレクションを大切に次世代に受け継ぐとされている。

適切な保存環境の確保は美術館における根幹的使命であり、文化財相当の収蔵品が不適切な環境で保管されていることは、学術的価値及び財産価値の毀損につながる重大な問題である。特に、収蔵庫の空調不備や展示室への移動保管といった対応は、直接的な費用支出（年間40万円）、展示機会の喪失による機会損失、破損リスクの増大、職員負担の増加といった具体的な不利益を生じさせており、改善の余地があると認められる。さらに、収蔵スペース不足が常態化しているにもかかわらず、抜本的対策が先送りされており、県民共有財産の保全管理として適切な状態とは言い難い。

【結 果（意見）：美術館】

収蔵庫の確保、収蔵棚整備の促進、空調設備更新等による保存環境の改善、施設老朽化への計画的保全と予算確保の課題に対し、早急に具体的計画を検討し、実施に着手するよう要望する。

⑥ 無料入館者の増加に伴う料金体系の見直しについて（意見）

【現状・問題点】

平成 14 年度に、「千葉県行財政改革行動計画」が策定され、県有施設すべての見直しが進められた。「県立博物館・美術館の今後の在り方について」によれば、県立博物館においても、「市町村立博物館等の整備が進み、県立博物館が地域の博物館として果たす役割が相対的に減少した」ことから、「県立博物館ネットワーク構想」の方針転換を図り、県立博物館の再編及び地元市町への移譲等が検討された。併せて、平成 16 年度からは、それまで通常期は無料であった博物館入場料が有料となり、県立博物館の展示には、それまで以上に「対価に見合ったサービス」としての質が求められることになった。

このように、美術館の入場料は平成 16 年に有料化されたが、65 歳以上、中学生以下、障害者手帳等を有する者等は無料とされている。

【料金の一例】

（単位：円）

	千葉県立美術館年間パス	開館 50 周年記念コレクション展 2 千葉県立美術館 100 選	開館 50 周年記念特別展「浅井忠、あちこちに行く - 結ばれる人、つながる時代 -」	開館 50 周年記念特別展 PROJECT UMINOUE「五十嵐靖晃 海風」
一般	1,500	300 (240)	1,000 (800)	1,000 (800)
高校・大学生	750	150 (120)	500 (400) ※1	500 (400)

※ () は 20 名以上の団体料金。

※ 65 歳以上・中学生以下・障害者手帳保有者及び介護者 1 名は無料

※1 アンケート回答者は無料

出典：美術館ホームページに基づき監査人作成

令和4年度から令和6年度における美術館の企画展・特別展の入館者統計は以下のとおりであり、全体として有料入館者よりも無料入館者の割合が高く、特に65歳以上が全体の3割以上を占める事例が複数確認された。

【有料入館者と無料入館者の割合】

(単位：人)

	令和4年度 企画展		令和5年度 企画展		令和5年度 特別展	
	江口寿史イラストレーション展		房総の海をめぐる 光と影とアート展		オランダとの文化 交流事業 テオ・ ヤンセン展	
	人数	構成 比	人数	構成 比	人数	構成 比
有料入館者	21,244	72%	3,258	44%	18,109	56%
無料入館者	8,357	28%	4,179	56%	14,392	44%
うち、65歳以上	3,580	12%	2,771	37%	6,641	20%
合計	29,601	100%	7,437	100%	32,501	100%

	令和5年度 企画展		令和6年度 企画展		令和6年度 企画展	
	アーツ・アンド・ クラフツとデザイ ン		開館50周年記 念特別展 PROJECT UMINOUE「五十嵐 靖晃 海風」		開館50周年記念 特別展「浅井忠、 あちこちに行く - 結ばれる人、つな がる時代 -」	
	人数	構成 比	人数	構成 比	人数	構成 比
有料入館者	5,518	53%	2,303	42%	2,905	24%
無料入館者	4,976	47%	3,179	58%	9,251	76%
うち、65歳以上	3,572	34%	1,589	29%	6,379	52%
合計	10,494	100%	5,482	100%	12,156	100%

出典：美術館作成の「企画展統計・特別展統計」に基づき監査人作成

また、近隣の美術館との比較においても、美術館の有料入館者の割合は、相対的に低い水準にある。

【近隣美術館の有料入館者の割合】

(単位：人)

上段：入館者 中段：うち有料入館者 下段：有料入館者の割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千葉県立美術館	-	6,459	29,601	50,432
	-	1,831	21,244	26,885
	-	28%	72%	53%
茨城県近代美術館	43,764	41,126	74,049	39,021
	26,687	23,356	43,743	21,512
	61%	57%	59%	55%
茨城県近代美術館天心記念 五浦分館	-	29,332	39,063	48,498
	-	20,003	25,892	31,750
	-	68%	66%	65%
茨城県陶芸美術館	22,556	25,970	42,667	46,158
	9,962	12,810	20,773	22,878
	44%	49%	49%	50%
栃木県立美術館	15,128	36,661	34,536	38,900
	6,235	24,476	20,780	24,857
	41%	67%	60%	64%
群馬県立近代美術館	17,064	17,221	20,415	35,158
	8,984	9,857	12,216	20,431
	53%	57%	60%	58%
群馬県立館林美術館	35,392	36,171	48,670	58,177
	20,805	21,237	26,403	34,998
	59%	59%	54%	60%
埼玉県立近代美術館	19,930	40,969	23,878	26,851
	15,953	26,221	13,377	15,287
	80%	64%	56%	57%
東京都現代美術館	364,686	357,325	359,433	504,602
	287,605	254,447	262,392	397,718
	79%	71%	73%	79%

上段：入館者 中段：うち有料入館者 下段：有料入館者の割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東京都美術館	136,913	573,731	643,683	921,379
	136,913	573,731	643,683	921,379
	100%	100%	100%	100%
東京都写真美術館	51,762	101,047	95,903	176,821
	20,970	42,787	21,285	61,856
	41%	42%	22%	35%
東京都庭園美術館	100,473	123,886	151,537	166,194
	87,011	103,622	131,572	0
	87%	84%	87%	0%
神奈川県立近代美術館葉山	20,498	34,440	52,854	39,314
	15,686	26,862	43,156	29,090
	77%	78%	82%	74%
神奈川県立近代美術館鎌倉別館	1,038	7,848	1,826	11,739
	890	5,166	13,697	8,862
	86%	66%	75%	75%

出典：令和6年度 都道府県立美術館基本調査 特別展観覧者数に基づき監査人作成

今後、高齢者人口の増加に伴い、同傾向は継続・拡大が予想され、入館料収入の減少が、運営面へ影響を及ぼすことが懸念される。

高齢者の入館料を無料にする制度には、高齢者福祉や生涯学習、文化振興の観点から一定の合理性が認められるものの、現在では、次のような課題が認められる。

- ・公平性の観点から、年齢のみで一律に無料とする基準が妥当か改めて検討する必要があること。
- ・財政健全化の観点から、無料者比率の増加により、収入構造が脆弱化している側面があること。
- ・入館料収入が減少することにより、展示企画や施設機能向上の制約が生じ得ること。

このような事態が生じている背景としては、高齢化の進展を見据えた制度・影響分析が十分に行われておらず、また、福祉的側面を重視した過去の制度の踏襲により現行実態に即した見直しが進んでいないことが考えられる。

現在では就業可能な高齢者も多く、65歳を特別に保護する基準とする必要があるか、さらには、年齢だけで線引きすることが適切か、改めて検討する必要がある。

美術館の使命である文化振興・教育機会の普及と財務持続性双方を両立させるた

め、年齢基準の見直しのほか、65歳以上を割引対象とした一定の受益者負担を確保する方法、利用頻度に応じた回数券等の活用制度を導入するなど、料金見直しにより、文化アクセスの平等性を確保しつつ、収入改善による美術館の活性化を図ることが望まれる。

【結果（意見）：美術館】

未来につながる持続可能な美術館の姿を検討するうえで、高齢者人口が増加している現在の状況等を考慮し、データに基づく料金体系最適化も含めて検討することを要望する。

⑦ レストラン機能休止に伴う来館者サービスの低下について（意見）

【現状・問題点】

美術館におけるレストランやカフェは、来館者が鑑賞の合間に休息し、飲食を楽しむことで満足度を高めるとともに、施設としての利便性や賑わいの創出を進め、美術館の価値を高める重要な役割を担っている。

しかし、美術館への現場往査において、館内のレストラン「Shirayuri」は令和7年3月30日をもって閉店し、現在は休憩室として飲み物やスナックのセルフ販売等の工夫をしながら運用されているものの、利便性や賑わいを創出しているとは言い難い状態であり、最低限のサービス提供にとどまっていることが確認された。来館者への利便性という面では、レストラン営業時と比較して大きく低下した状態である。

【休憩室入り口の様子】



出典：監査人撮影

「Shirayuri」閉店当時、県では早急にレストランを再開したいという考えのもと、令和7年4月に公募による新たな出店業者を募集したが、応募者がなかった。その後、以前の運営業者から、設備や動線面の不都合があったことを確認し、厨房設備の改修が必要なことを認識している。また、美術館では、美術館周辺の状況を踏まえ、どのようなコンセプトのレストランとするか、周辺施設との回遊性をどう確保するかについて検討を進めているとのことである。

【カフェ出店業者募集要領の概要】

区分	内容
面積等	美術館1階（千葉ポートパーク側） 面積 172.8 m ² （厨房 36.0 m ² 、カフェスペース 119.52 m ² 、従業員控室 17.28 m ² 、別紙2「カフェ位置図・図面・写真」参照） ※カフェスペース内にトイレ無し
使用可能期間	初年度は令和7年6月1日（予定）から令和8年3月31日まで。以降の年度は更新可能（年度ごと）。
初年度使用料試算	参考金額 405,258 円（810,515 円の1/2 免除後の額）
営業開始予定日	令和7年7月15日（火）
経費の負担	出店業者は、電気、上下水道を使用可能である。ただし、その他使用部分に係る経費の実費負担が必要である。その他業務上必要な経費（ごみ処分料金等）は、全て出店業者負担とする。
備品等	運営上必要な備品類については原則として出店業者が用意すること。ただし、既設の備品類は使用可能とする（別紙3「既設備品類一覧」参照）。なお、備品等の修理は原則として出店業者負担により行うこととし、退去時には出店業者の負担で原状回復するものとする。

出典：美術館カフェ出店業者募集要領に基づき監査人作成

【厨房の様子（令和7年9月）】



出典：監査人撮影

「千葉県立美術館活性化基本構想」における活動方針Ⅳ「サステイナブルな美術館に」では、館全体の施設設備に向けた検討として、作品管理、展示、教育普及などの活動、建物内外の来館者の動線、ショップやレストランなど付帯施設等の在り方を再検討して、美術館全体の施設整備を進めるための検討をしていることから、今回のレストラン対応も重要である。

このような事態が生じている背景としては、設備不具合等の課題把握が後手に回っていること、ニーズ調査・条件整理が十分でなく応募を得られなかったこと、方向性検討に時間を要していることなどが考えられる。

早期に再開方針を決定し、来館者サービスを回復させるためには、アンケート等による来館者ニーズの把握、厨房環境の改善等による応募者が集まりやすい条件整理、周辺エリアと一体となった回遊促進施策の連携を視野に入れた営業形態の検討が望まれる。

【結 果（意見）：美術館】

美術館内のレストランの在り方を早期に決定できるよう、来館者のニーズの把握、応募者が集まりやすい条件の整理等、県民が利用しやすい、美術館の魅力向上につながるレストラン機能の再構築を進めることを要望する。

⑧ 招待券配布に係る効果検証について（意 見）

【現状・問題点】

美術館では、企画展の開催にあたり、広告宣伝を目的として招待券を配布している。招待券による入館者は無料であるため入館料収入に影響があり、また、招待券は無料で入場できる金券であり、公費によって作成される行政サービスの一部である。そのため、配布の目的、配布先、数量は公平性・透明性・公益性が当然求められ、回収状況を確認し、回収率を算出することは、配布の効果を測定し、公費の適正性を説明するために必要不可欠である。

美術館では、令和6年度までは展示会ごとに500枚から2,000枚程度の招待券を印刷し配布していたが、配布先別の回収状況について把握していなかった。令和7年度からは、配布先及び配布枚数に対する回収率の把握を開始した。

例えば、令和 7 年に開催した企画展「民藝展」における状況は以下のとおりである。なお、配布先別の分析では、美術館の職員、監視員、展示業者、近隣施設への配布が、比較的効果が高かったとの自己評価が示された。

【「民藝展」における招待券の回収状況】

項目	数値
配布枚数	1,400 枚
招待券による入館者数	250 件
回収率	18%
無料入館者数	8,173 人
無料入館者に占める招待券利用者の割合	約 3%

出典：美術館提出資料に基づき監査人作成

また、同展における入館者は以下のとおりであり、無料入館者に占める招待券利用者は約 3%である。

【令和 7 年企画展「民藝展」の入館者数と招待券による入館者数】 (単位：人)

	入館者数	構成比	招待券による入館者	無料入館者に占める招待券利用割合
有料入館者	5,586	41%	-	-
無料入館者	8,173	59%	250	約 3%
合計	13,759	100%	-	-

出典：美術館提出資料に基づき監査人作成

配布先の決定については、県庁関係部署、近隣美術館等の通常の配布先に加え、借用先・関係者、展覧会のテーマに応じた広報効果の高いマスメディア等に加え、館内の承認を得て追加配布している。

招待券は、税金を財源とした広報施策であり金券の性格を有することから、使用状況の把握は、公費の適正な使用の観点から不可欠である。しかしながら、回収率の把握は令和 7 年度からにとどまり実績評価が十分でないこと、効果が低い配布先への改善策が明確にされていないこと、招待券が運営収入へ負の影響を与える可能性があるにもかかわらず、費用対効果の観点が弱いことなど、公費の適切使用に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い状況であり、改善の余地があると認められる。

このような事態が生じている背景としては、過年度からの取扱い慣行の踏襲によ

り実績検証の観点が欠如していたこと、目的（広報）と成果（来館者数向上）の関係整理が不十分であったことなどが考えられる。

招待券配布の目的をより明確化し、以下の改善を推進することが望まれる。

- ・ 配布先別の回収率比較による最適配布先の選定
- ・ 費用対効果指標の運用
- ・ 配布数の適正化
- ・ 施策評価に基づく次年度反映をルール化

展覧会ごとに招待券の配布先と使用状況を分析して配布先及び枚数の割当てについて振り返ることにより、公費の適切使用や適切な相手に配布していることを説明するためにも必要と考える。

【結 果（意見）：美術館】

招待券の配布は集客促進策として重要であることから、配布先別の回収状況を分析し、最適な配布先選定の判断材料とし、より高い効果を得られるようにするとともに、公費の適切使用、適切な相手に配布していることを説明できるようなルール化をすることを要望する。

⑨ 契約の単位について（意見：2件）

【現状・問題点】

千葉県における契約手続は、競争性・透明性を確保し、公平な取引機会を提供する観点から、一般競争入札を原則として実施することが求められている。一般競争入札は、参加資格を満たす事業者に広く参加を認める方式であり、価格の適正化および財務の効率的な執行につながるものとされる。一方で、契約の性質上、競争性を確保することが困難な場合など、一定の要件を満たすときに限り、随意契約を例外的に認めている。随意契約は、特定の事業者との直接契約が可能である一方、運用を誤ると客観性・公平性が損なわれる懸念があるため、その適用理由の明確化や手続の適正性を確保することが重要とされている。

随意契約は、契約の相手方の選択に際し、任意に特定の者を選んで契約をする方法である。手続が容易であるという利点がある一方で、便利さから公正な契約が確保されない可能性があるため、一定の場合にのみ認められている。

【地方自治法施行令第167条の2第1項】

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

出典：地方自治法施行令

この「普通地方公共団体の規則で定める額」は千葉県財務規則第115条で定められている。

【千葉県財務規則第115条】

令第167条の2第1項1号に規定する規則で定める額は次の通りとする

契約の種類	額	(参考) 令和7年3月 31日改正後
1 工事または製造の請負	250万円	400万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	200万円

適用範囲は1～5以外の典型契約及び非典型契約。委任・役務提供契約。

出典：千葉県総務部管財課「物品・委託契約及び物品管理事務の手引き」、千葉県財務規則

ア. 配管修繕業務について

令和 6 年度において、美術館では、配管修繕に係る契約が以下の 4 件実施され、すべて随意契約により同一業者と契約が締結されていた。いずれも 250 万円以下の契約であり、千葉県財務規則第 115 条に基づき随意契約が選択されている。

【配管修繕業務の概要】

(単位：千円)

	摘要	支出額	履行期間
i	千葉県立美術館温水配管漏水部修繕	2,260	R6. 11. 28～R7. 3. 28
ii	千葉県立美術館冷水配管修繕	1,969	R7. 2. 5～R7. 3. 31
iii	千葉県立美術館 DBR-2 系統温水配管漏水部修繕	1,602	R7. 1. 21～R7. 3. 28
iv	千葉県立美術館 DBR-2 系統温水配管漏水部 (B1 階) 修繕	540	R7. 2. 28～R7. 3. 31

出典：支出命令一覧、請書、業務実施報告書に基づき監査人作成

美術館の説明によれば、冷水配管修繕は令和 4 年度から発生している空調機の不具合に対する改善のためであり、その他は随時発生した漏水を解消するために実施したとのことであり、目的・規模・漏水等の発生状況を勘案して個別対応を行った結果、各々個別での複数契約となったとしている。なお、修繕経緯を整理すると以下のとおりである。

【修繕の経緯】

契約	発生状況	契約形態	備考
i 温水漏水修繕	既知の漏水	見積合わせ	
ii 冷水配管修繕	既知の配管の詰まり	見積合わせ	
iii DBR-2 系統漏水修繕	新規漏水	見積合わせ	緊急性ありと説明
iv DBR-2 系統漏水修繕	新規漏水	随意	予算措置後、既存業者へ随意

出典：美術館提出資料に基づき監査人作成

(i) 以前から漏水が確認されていた箇所について、11 月 28 日付けで温水配管漏水部修繕の契約を締結した。

- (ii) 令和4年度から発生している空調機の不具合に対応するため、2月5日付けで冷水配管修繕の契約を締結した。
- (iii) その後、12月7日に新たな漏水が発生し、業者から徴した見積書を参考とし設計したところ約162万円と高額であり、その他緊急性等を勘案した結果、既存契約の変更や一社での随意契約を行うには不相当と判断したことから見積合わせにより1月21日付けでDBR-2系統温水配管漏水部修繕の契約を締結した。
- (iv) さらにその後、2月3日にまた新たに漏水が発生し、業者から徴した見積書を参考とし設計したところ予算が不足することがわかり主務課と協議を行い、主務課との協議が整い事業を実施するにあたり、予定価格やその他緊急性等を勘案した結果、既に現場施工を行っている業者へDBR-2系統温水配管漏水部(B1階)修繕の委託を一社での随意契約を行った。

公の施設の維持管理においては、以前から漏水が確認されていた箇所がある場合、他に漏水箇所はないか調査し、可能な限り一度の工事に対応しようとする等、その状況等に注意して適正な管理に努めなければならない。上記の工事においては、これらの修繕工事を一括で行うとすると、随意契約が容認される金額を超えることから、本来、一体として実施できる修繕内容が複数回に分けて実施することで、事務手続を容易にするために随意契約限度額内に収まるよう契約を分割したのではないかと、また、公正な競争機会確保の観点から不足しているのではないかと疑われかねない状況である。

また、契約が分割されたことにより、各契約において「運搬交通費」や「諸経費」が重複して発生している可能性がある。一括契約としていけば、これらの支出は低減できたのではないかと考えられることから、結果として費用増加の可能性があり、費用面の合理性の欠如が疑われかねない状況である。

さらに、「諸経費」の詳細については、法定福利費が含まれること以外は確認していない。見積書に明記されている「配管工費一式」の内訳が確認されておらず、証跡確認不足により、法定福利費等の計上重複・不適切計上リスクがある。契約手続の透明性の確保及び説明責任の面で課題がある。

このような事態が生じている背景としては、漏水原因を体系的に把握する仕組みが不足しており、緊急対応優先により契約の合理的な整理が後回しにされ、契約内容の確認、チェック体制が不足していることなどが考えられる。

今後は、随意契約の安易な連続を防止するためにも、包括的な原因調査の実施と修繕計画を策定するとともに、契約分割が合理的か事前に検証する体制を整備することが望まれる。

イ. 樹木剪定業務について

美術館及び施設所管課では、博物館・美術館振興事業の一環として、美術館敷地内の植栽の樹木を良好な状態に保つため、定期的に樹木剪定や草刈を実施しており、樹木剪定業務委託契約を締結している。なお、令和6年度における実施状況は次のとおりである。

【樹木剪定業務委託の概要】

(単位：千円)

	業務名	実施者	業務内容	支出額	履行期間	目的等
i	千葉県立美術館樹木剪定業務委託	美術館	樹木伐採 枯枝・草 処理	883	R6. 8. 14 ~ R6. 9. 30	例年実施する剪定
ii	千葉県立美術館草刈等業務委託	美術館	樹木伐採 枯枝・草 処理	990	R6. 10. 8 ~ R6. 10. 31	夏季の芝成長に伴う追加実施
iii	千葉県立美術館樹木剪定業務委託	施設所管課	樹木伐採 枯枝・草 処理	990	R6. 10. 22 ~ R6. 10. 25	回遊性向上のため

出典：支出命令一覧、仕様書、業務実施報告書に基づき監査人作成

いずれも同一事業者との随意契約によるものである。

美術館の説明によると、(i)は例年、実施する剪定業務、(ii)は夏季の芝成長に伴う追加実施、(iii)は隣接しているポートパークとの回遊性向上のための対応と、目的が異なるため、各々個別での複数契約となったとしている。

目的、執行課は異なるものの同種の業務であり、(ii)と(iii)は一括しての委託が合理的であったと考える。なお、これらの業務委託を一括契約とした場合、随意契約の上限額である100万円を超える可能性があるため、結果として分割したのではないかと疑われかねない状況である。

また、(ii)と(iii)は同時進行の業務であるにもかかわらず、各業務において「枯草・枯枝処分」と「ごみ処理費」がそれぞれ計上されている。一括して契約することにより、これらの支出は低減できた可能性がある。

美術館の良好な景観維持は重要であるが、公費支出としての合理性を説明できる契約手続が求められることから、年間を通じた計画的な植栽管理の体制整備をするなど、改善の余地があると認められる。

今後は、式典等イベントも踏まえ年間計画を策定するとともに、同一内容の業務や近接期間の業務の一括契約の可否を検討することが望まれる。

【結果①（意見）：美術館・文化振興課】

県の契約手続は一般競争入札が原則であり、一定の要件を満たすときに限り、随意契約を例外的に認めていることから、契約分割が合理的か事前に検証する体制を整備することを要望する。

【結果②（意見）：美術館・文化振興課】

契約手続においては、公正性・透明性・費用最適化の確保が不可欠であることから、同一事業者と同種の業務を連続して委託をする場合は、諸経費・法定福利費等の積算内訳を確認し、共通費を低減できないか検討するなど、見積書の内容の確認を強化するよう要望する。

⑩ 収蔵資料の修復業務における随意契約の透明性確保について（意見）

【現状・問題点】

千葉県における契約手続では、契約の性質上、競争性を確保することが困難な場合など、一定の要件を満たすときに限り、随意契約を例外的に認めている。随意契約は、特定の事業者との直接契約が可能である一方、運用を誤ると客観性・公平性が損なわれる懸念があるため、その適用理由の明確化や手続の適正性を確保することが重要とされている。なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では、随意契約によることができる場合を、次のように規定している。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

出典：地方自治法施行令

千葉県総務部管財課による「物品・委託契約及び物品管理事務の手引」においても、県の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外であることから、平成 18 年 8 月 10 日に決定された「随意契約の見直しの方針、随意契約見直し基準」に基づき、随意契約に係る手続の厳格な取扱いに努めることとされており、特に施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号の随意契約の事例として、以下のように明記されている。

【随意契約の適正化】

物品・委託契約及び物品管理事務の手引 第 1 章 5 (3) イ

①随意契約適正化

随意契約によることとする理由が「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」である随意契約について、

ア 契約の目的である事務・事業について、第三者に行わせることが不可能であるか。

出典：「物品・委託契約及び物品管理事務の手引」より抜粋

美術館では、近現代以降の千葉県にかかわりのある美術家の作品及び関係資料を重点的に収集するとともに、日本内外の美術家の作品及び関係資料の収集を図っており、収蔵作品の点数は約 2,900 点に及んでいる（令和 6 年 3 月 31 日現在）。このため、状態、活用頻度、直近の展示活用の見込み等を考慮した収蔵資料修復計画に基づき、毎年度修復を実施している。

令和 6 年度においては 8 点の修復を行っており、このうち 2 点についての事務を確認したところ、いずれも地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により実施していたことが確認された。

「随意契約理由書」では、それぞれ「可能なのは A に限られる」「類似する時代や材質の作品として…複数修復した実績があるのは B に限られる」と記載されているものの、他の機関との比較を行った記録や具体的な評価・検討資料が存在しないことが確認された。なお、美術館は、他の美術館職員へのヒアリングや業者実績を踏まえた総合判断により、当該業務を委託できる適切な機関は他に存在しないと判断したと説明するが、「随意契約理由書」にも記載されておらず、判断過程の文書化は行われていない。

随意契約は例外的な契約手法であり、第三者への委託が不可能又は著しく困難であることを証明できる資料を備えておく必要がある。しかし、現状では、選定根拠が「職員の認識」レベルにとどまっており、評価比較表やヒアリング記録が存在しておらず、「可能なのは A に限られる」ことへの検証の証跡が残されておらず、競争性排除の理由について、外部の検証が不可能である。芸術作品の修復は専門性が高い一方で、選定過程がブラックボックス化しやすく、恣意的選定と疑われるリスクが高いこ

とから、文書管理の重要性が特に求められる。

このような事態が生じている背景としては、専門業務ゆえの慣行的選定が続いていること、評価・記録を残す体制が整備されていないことなどが考えられる。

「随意契約見直し基準」では、随意契約は厳格運用とされており、業者選定経緯の透明性・公正性を確保し、説明責任を果たすことが必要である。他の美術館職員へのヒアリングや業者実績を踏まえた総合判断の過程を含め、その業者以外では適正な履行が困難であることを説明できるよう、具体的に検証・記録するなど、改善の余地があると認められる。

【結 果（意見）：美術館】

文化財の保全という重要な使命のもと、適切な修復業者の選定は必要であるが、随意契約が例外であることを踏まえ、契約手続の透明性及び説明責任確保のための文書化体制の整備が急務である。随意契約を行う場合は、その業者でなければ適正な履行が困難であることを説明できるよう、調査結果を内部記録として残すことを要望する。

⑪ SNS 活用強化に係る委託業務の妥当性について（意見：2件）

【現状・問題点】

「千葉県立美術館活性化基本構想」における活動方針Ⅰ「新たな出会いと発見の場に」では、大切に受け継がれてきたアートを様々な手法で紹介することで、千葉発のアートシーンを創出し、新しい価値観の気づきの場になることを掲げている。これを実現するための重点事業の一つに、SNS 等を活用した積極的な情報発信があり、公式ホームページのリニューアル、SNS 等を活用した情報発信の強化により、美術館活動をより分かりやすく周知し、県内外にアート情報をより広く早く届けることで、あらゆる人々がより美術館やアートの魅力に親しめる環境をつくることを挙げている。

この取組の一環として、令和 6 年度に、美術館の広報 SNS に対する現状分析と改善案の提案に関する業務が実施された。「千葉県立美術館実施計画（令和 7 年度～10 年度）（以下、本項において「実施計画」という）」によると、当事業の評価指標はデジタル化・公開件数・デジタルコンテンツのアクセス数とされていることから、SNS 活用の活発化自体が目標ではないが、効果的な情報発信をしていくための準備を意図したものと理解できる。

【広報 SNS に対する現状分析と改善案の提案に関する業務の概要】（単位：千円）

摘要	契約金額
県立美術館 広報 SNS に対する現状分析と改善案の提案に関する業務委託	880

ア. 契約金額の妥当性の検証について

当業務委託の設計書の算定において、「全体の現状分析と検証一式 50 万円」「効果に向けた提案と検証一式 30 万円」により合計 80 万円としている。美術館への確認により、仕様書の作成にあたり、事前に複数業者と相談する中で仕様書の項目を定め、金額等については参考見積書をもとに算定していることが確認された。

当該業務は、業務内容が現状分析と改善案の提案業務であり、その性質上、詳細な作業工程が設計書の算定で確定していない。そのため、当該業務では、最初から細かい仕様を記載することができない。しかし、積算にあたっては、通常、作業に従事する人数、時間、単価等に基づく人工計算を行い、積算の妥当性を確認する必要がある。当該業務では、「一式〇円」として積算が行われており、人工算出の根拠を確認できる積算資料が作成されていない。そのため、業務内容と契約金額が適正であったか検証できず、積算の透明性及び説明責任が十分に確保されていない状況が認められた。

イ. 改善における目標設定と効果測定について

実施計画では、評価指標としてデジタル化・公開件数、デジタルコンテンツのアクセス数が掲げられている。当業務委託は、SNS 活用の活発化自体が目標ではないが、重点事業の一部として実施する以上は、SNS の効果を測定して継続的に改善する必要がある。当業務委託における効果測定としては、来館者アンケートで「SNS をきっかけとした来館者数」を把握しているものの、館の目標と連動した SNS 活用の成果評価を実施していない。なお、美術館からは、来館者アンケートによる SNS きっかけによる来館者数は、昨年度と比較し 44 名増加しており、また、SNS きっかけによる割合も 1.25%増加 (2.7%→3.95%) している。SNS に関して目標値は設定していないが、来館者数を令和 10 年度までに年間 12 万人とすることを目標としている旨の回答を得ている。

中長期的な改善サイクルが不明確であり、分析業務を実施して終わりとなる懸念があることから、改善施策の進捗管理や KPI を設定するなど、改善の余地があると認められる。現状の方法では、SNS 活用費用の費用対効果が検証できず、改善活動の継続性が担保されないこと、公費支出としての説明責任が十分に果たされないこと、来館者増加に結びつく戦略的広報へと発展しにくいこと等が懸念される。

【結果①（意見）：美術館】

美術館の魅力向上には SNS の活用が不可欠ではあるが、随意契約の透明性確保及び効果測定の高高度化が求められる。今後、類似する提案型の業務委託契約にあたっては、業務内容が確定していない初期段階であっても、想定人工や作業工程に基づく積算根拠を作成するとともに、業務の進捗に応じて積算内容を随時見直し、契約金額の妥当性を担保する手続を確実に実施するよう要望する。

【結果②（意見）：美術館】

SNS 等を活用した積極的な情報発信事業の評価指標はデジタル化・公開件数・デジタルコンテンツのアクセス数とされていることから、これらに対する具体的な目標設定と効果測定を数値化し、美術館が目指す姿を叶えるための SNS の利用促進となるよう、引き続き、目標達成へ向けた改善を促進することを要望する。

⑫ 国際文化事業における仕様書記載不備について（指 摘）

【現状・問題点】

「千葉県立美術館活性化基本構想」における活動方針Ⅱ「県内のアートプロジェクトの拠点として」では、豊かな自然環境と、首都圏にあり海と空の港を持ち、多様な人々が交差する本県の立地を活かし、県内のアートプロジェクトの拠点として、千葉文化を豊かにするとともに、社会の活力向上に寄与することを掲げている。これを実現するための重点事業の一つに、国内外のアーティストとの交流の場の創出がある。その具体的施策の一つとして、国際文化事業「デュッセルドルフ市とのアーティスト交換事業」を継続している。当該交換事業では、ドイツからのアーティスト受け入れとドイツへのアーティスト派遣を交互に行い、オープンスタジオ・ワークショップの開催・滞在制作の成果展開催・派遣アーティストとのセッション等を行っている。

なお、千葉県とドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市とは、平成17年以降、多様な団体を通じ、音楽、スポーツ、学術研究など様々な分野で、相互に使節団を派遣するなどして交流を進めている。

令和6年度の同事業に係る成果展の開催に伴う業務委託において、DM600枚、リーフレット1,000枚が納品されている。しかし、業務委託仕様書には、DM及びリーフレットについて「制作」と記載されているのみで、部数が明示されていない。

美術館の説明によれば、事前の打合せの中で部数等を双方が口頭で確認していたが、仕様書への部数の記載が漏れたとのことである。

仕様書に部数の明示がない場合、委託者による履行確認基準が曖昧となること、受託者の履行義務が不明確となること、契約後の追加・変更の余地を残し、公正性が担保されないこと等の問題がある。また、契約文書のみでは成果物数量が確定できず、監査・検査に支障を及ぼす。さらに、本件は双方確認したとの説明であるが、記録が残存しないため事実確認が困難となり、今後、担当者変更等により説明不能となるリスクがある。

仕様書に数量が明記されていないこと、打合せの内容が記録されていないことなど、改善の余地があると認められる。

【結 果（指摘）：美術館】

国際文化事業は美術館の活性化に資する重要施策であるが、契約業務に係る内部統制の確立が不可欠であることから、業務仕様書には成果物の数量を明確に記載する事務を徹底されたい。

⑬ 海外派遣旅費に係る合理性の確認について（意見）

【現状・問題点】

「デュッセルドルフ市とのアーティスト交換事業」は、令和6年度において、旅費は千葉県が負担し、滞在費はデュッセルドルフ市が負担している。

海外派遣事業に係る派遣者への旅費は「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」第2条第2項第6号に準じて実費支給としている。

【特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第2条2項6号】

（対象）

第2条

2 この条例の規定により弁償する費用は、前項各号に掲げる者がその職務を行うために要した費用及び次の各号に掲げる者が要した実費とする。

六 前各号に掲げるもののほか、県の依頼により出頭し、又は旅行した者

出典：特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

この旅費については、第2項には「実費」精算であるものの、条例上も一般原則上も、合理的かつ経済的な経路及び運賃であることが求められる。

しかし、令和6年度の派遣者への旅費（航空運賃）について、支出決定の際に経路・金額の妥当性の確認を行った記録が残っていなかった。そのため、合理的経路及び運賃であったかを検証できない。旅費（航空運賃）は、実費だとしても適正とは限らず、航空券の選定自由度が高い分、支出増加のリスクが存在することから、合理的かつ経済的な経路及び運賃であることを確認することが不可欠であり、確認した証跡を残しておくことが必要である。なお、美術館では、別の事案において、国内移動の旅費については、経路検索画面を印刷等により妥当性の確認を行い、確認している記録を残している例がある。

公費支出として第三者が見て納得できる根拠が必要であり、記録欠如は内部統制上の不備であることから、改善の余地があると認められる。

今後は、経路検索画面等を保存し、複数候補の経路・費用を比較した記録を保存するとともに、国内旅費で実施している確認手続を海外旅費へも適用することが望まれる。

【結果（意見）：美術館】

国際文化事業は、県の魅力発信に寄与する重要施策である一方、公費負担の正当性確保は不可欠である。合理的かつ経済的な経路・運賃であることの確認と確認した記録の保存を徹底し、旅費支出の透明性向上を図られる事務を要望する。

⑭ 旅費支給に係る辞退記録の不備について（意見）

【現状・問題点】

美術館では、「千葉県立美術館活性化基本構想」に掲げる理念・目指す姿を実現するため、展覧会に合わせて外部の専門家やアーティストを招聘し、様々なイベントを開催している。

イベント登壇者への旅費は「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」に準じて、実費を支払うこととしている。

【特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第2条2項6号】

（対象）

第2条

2 この条例の規定により弁償する費用は、前項各号に掲げる者がその職務を行うために要した費用及び次の各号に掲げる者が要した実費とする。

六 前各号に掲げるもののほか、県の依頼により出頭し、又は旅行した者

出典：特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

しかし、令和6年度に開催されたイベントにおいて、登壇者からの旅費の辞退を理由に旅費を支給していない事案が確認された。

美術館によれば、打合せの中で相手方から口頭にて辞退する旨の申出があったとのことであるが、辞退の事実を示す記録が保存されていなかった。

旅費は原則支給すべきものであり、辞退がなければ公費により負担する必要がある。そのため、辞退の理由を文書により確認し、記録を保存することが不可欠である。口頭のみによる確認では、伝達漏れ、誤解・勘違い、記憶の風化、担当者変更時の説明不能といったリスクが高まる。後日、「支払うべき旅費を支払わなかった」との誤解が生じ、県の信頼性を損なうおそれがある。

したがって、支払実務のばらつきが発生すること、不正や失念が生じた際に説明責任を果たせないこと、公金支出に係る証跡の欠如による監査リスクが増大することなどから、改善の余地があると認められる。

今後は、辞退の申出を文書で受領する、確認書を作成する、又は打合せ記録に残すなど、文書化の徹底が望まれる。また、伺い書等に辞退の理由を明記するなど、決裁文書への旅費を支払わない旨及びその理由を付記する等の対応が望まれる。

【結果（意見）：美術館】

登壇者との適切な信頼関係の維持に努める必要もあることから、旅費支給の取り扱いが明確であるべきである。辞退の有無及び理由を確実に記録し、旅費支出事務の

透明性と正確性の向上に取り組むことを要望する。